

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和7年2月21日

奈良公園事務所長 岡 憲司

1. 業務概要

(1) 業務名 吉城園・旧山口氏南都別邸庭園施設運営及び使用料徴収業務

(2) 業務内容等

① 事業概要

吉城園は奈良時代の地形を残した緑豊かな地であることから、昭和60年以降奈良県が整備してきた。庭園単独で文化財指定はされていないものの、名勝奈良公園に含まれる貴重な庭園であることから、質の高い施設運営を行う必要がある。

旧山口氏南都別邸庭園は、日本を代表する文化人が交流した場として、近代の奈良公園を代表する庭園として高く評価されてきた。近年、奈良県は本庭園を「大正期作庭の庭園」として復元し、令和2年5月に開園した。

本業務は、吉城園及び旧山口氏南都別邸庭園（両庭園内の茶室を含む）において、施設運営や使用料徴収およびこれに関連する業務について、質の高いサービスの提供を行うものである。

② 業務の内容

- ア 施設案内及び受付業務
- イ 吉城園茶室及び旧山口氏南都別邸茶室使用料徴収業務
- ウ その他関連業務

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料上限額

14,047,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 応募要件

以下の要件のいずれも満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1

項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4)平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(5)平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6)銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。

(7)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。

(8)参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留(以下「指名停止等」という。)の措置を受けていない者であること。

(9)過去5年間(令和2年2月1日~令和7年1月31日に履行完了していること)に同種同規模の庭園施設運営及び使用料徴収業務に係る受注実績(元請けに限る)を有していること。なお、同種同規模とは、観賞用庭園(有料・無料は問わない。)で、面積が5,000㎡以上をいう。

(10)奈良県内に主たる事務所及び活動の拠点を置き、本業務を実施できる団体であること。

(11)次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人にあつてはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団又は暴力団員である。

イ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- キ 本契約に係る再委託契約等にあって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わない。

(注) 契約締結後、契約の相手方が(11)アからキのいずれかに該当すると認められるとき、または、下記の場合には契約を解除することがある。なお、この場合、契約の相手方には損害賠償義務が生じる。

- ・ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3. 選考方法等

(1) 選考方法及び選考結果の通知

受託者を決定するために、「吉城園・旧山口氏南都別邸庭園施設運営及び使用料徴収業務に係るプロポーザル技術審査委員会」を設置する。(2)の審査基準に基づき、各応募者の評価点を算出して順位を決定し、予算額の範囲内で採否を決定する。

選考結果は、原則として、3月中に採否結果を通知する。

(2) 審査基準

詳細は、募集要領 10. (2) 企画提案書を特定するための審査基準の示すところによる。

4. 担当部署

〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町 5 4 3

奈良県 産業部 観光局

奈良公園事務所 管理課庶務管理係

TEL : 0742-22-0375 FAX : 0742-24-1706

5. 提出期間等

(1) 参加意向申出書等の提出期間

令和7年2月21日（金）から3月6日（木）まで。

※公告、募集要領、仕様書等については、令和7年2月21日（金）から3月6日（木）まで配布する。

(2) 提出方法

上記4に持参又は郵送によることとする。持参の場合は、事前に上記4に連絡のうえ、来所すること。郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とする。

6. その他

- (1) 申請において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。
- (2) この業務に係る予算を議決されなかった場合は、この業務手続について停止等の措置を行う場合がある。
- (3) 詳細は、募集要領及び仕様書による。
- (4) 問い合わせは、上記4まで。 以上